

## 第2回三条市地域公共交通協議会（書面協議）議事内容 協議結果

### 1 協議過程

審議期間 令和4年6月23日（木）～令和4年6月30日（木）  
合意に至った日 令和4年6月30日（木）

### 2 議事内容

#### (1) 報告事項

ア 令和3年度三条市地域公共交通利用状況について

⇒ 異議なし

イ 三条市地域公共交通網形成計画令和3年度実施状況について

⇒ 異議なし

#### (2) 協議事項

ア 令和3年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算について

⇒ 異議なし

イ 令和5年度生活交通確保維持改善計画(案)について

(令和4年10月から)

⇒ 異議なし

ウ 循環バスぐるっとさんの運行経路及び路線名の変更について

(令和4年10月から)

⇒ 異議なし

### 3 意見等及び回答

別紙のとおり

第2回三条市地域公共交通協議会(書面協議)議事内容 意見等に対する回答

【委員送付用】

| No. | 議事内容   | 意見等   | 事務局回答  |
|-----|--|---|--|
| 1   | (1) 報告事項<br>ア 令和3年度三条市地域公共交通利用状況について                 | (令和)3年度の利用状況のデータからは、各公共交通手段において微増微減など横ばいとなっている。新型コロナウイルス感染症の感染状況の影響も否めない中、一定の評価としたい。一方、実効性かつ具体的な利用促進策が求められる。                      | 実効性かつ具体的な利用促進策について、引き続き他自治体の事例を研究し、その導入可能性等を検討してまいります。   |
| 2   | (1) 報告事項<br>イ 三条市地域公共交通網形成計画令和3年度実施状況について            | デマンド交通の利便性向上<br>NO.2 複数乗車関連<br>複数乗車については、さらなる割引率のアップなどお得感の醸成、工夫をし、35%以上を目標とされたい。  | 複数乗車率向上に向けた他自治体の取組事例を研究し、具体的方策について検討してまいります。   |
| 3   | (1) 報告事項<br>イ 三条市地域公共交通網形成計画令和3年度実施状況について            | デマンド交通の利便性向上<br>NO.5 出前講座の実施<br>自治会、老人会、社協、福祉会などへの出前講座を積極的に実施、その際は予約から、実車への乗り込み、複数乗車の詳細、停留所など、映像なども含め可能な限り、実体験に近い臨場感ある出前講座とされたい。  | 他部局と連携し、高齢者等の団体に対する出前講座の実施機会を増やすとともに、その内容についてもより充実できるよう努めてまいります。   |
| 4   | (2) 協議事項<br>ア 令和3年度三条市地域公共交通協議会歳入歳出決算について            | 三条市負担金の額が4,000万円ほどとなっている。公共交通を継続維持し、必要とする市民サービス向上に資するためにも、可能な限り、市の負担の減をめざしてもらいたい。国庫補助については1,100万円余であるが、今後もこの額は安定的なものか、増額の可能性はどうか。 | 市の負担軽減に向けた他自治体の取組事例を研究し、具体的方策について検討してまいります。<br>また、現時点では今後の国庫補助の動向については分かりかねるところですが、引き続き安定的な確保に向け必要に応じ国に対し要望することも検討いたします。   |
| 5   | (2) 協議事項<br>ウ 循環バスぐるっとさんの運行経路及び路線名の変更について(令和4年10月から) | 本変更に伴う、既存の民間路線バスの利用状況及び変更内容(運行ルート、ダイヤ、便数、停留所など)があるのか具体的にご説明頂ければ幸いです。  | 本変更に伴う既存の民間路線バスの利用状況及び変更内容(運行ルート、ダイヤ、便数、停留所など)の有無については、バス事業者に確認した上で、個別に説明・相談させていただきます。   |
| 6   | その他  | 全体の議題に言える事ですが、歴史を積み重ねて市民の要望、利便性に答えようとの施策に頭が下がります。今後は、社会実験の見直し、反省、改善の繰り返しの延長線上にしか答えはないと考えます。                                       | —  |
| 7   | その他  | 平成26年のデマンド料金の改定以降、料金体系の見直しが行われておりません。この間、タクシー料金は消費税分と運賃の二度の値上げを行っております。デマンドに関しても、ぜひとも前向きに料金の変更(値上げ)を検討して頂きたい。                     | まずは、燃料費の高騰等に伴うデマンド交通運行事業者の負担軽減につながる支援策について市として具体的に検討してまいります。<br>その上で、現行の事務局から事業者への運行負担金等の体系の変更についても、今後の実効性かつ具体的な利用促進策の導入の有無またはその内容に応じ、併せて検討いたします。<br>また、利用者の利用料金の値上げ(負担増)については、結果として利用者の減少につながる可能性があることから、協議会で慎重に検討の上、判断する必要があると考えております。 |